



誰にも心配かけたくないし

悪いのは私の方だから

私さえ笑ってあげれば

優しい時もあるから

あなたを苦しめているものは、「DV」かもしれない

居場所は常に報告

メールは即返信

食事代を出すのは当たり前

好きだからこそ束縛

悪いのは、あなたではありません

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、または過去にあった人との間に起きる暴力のことです。**暴力の形もさまざまで、「殴る・蹴る」だけではありません(2面参照)。**

DVの被害者本人が「被害を受けている」という自覚がない場合もあり、また、**周囲に話すのをためらったりして、発覚が遅くなることがあります。**その結果、DVを受けた人はPTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥ることもあ

り、その後の人生に深く、大きな影響を受けてしまいます。

人間関係は対等なものであり、DVは犯罪となる行為も含めて重大な人権侵害行為です。被害者自身だけでなく、周囲の人たちも1日でも早くDVに気づき、適切な支援を受けることが大切です。「この程度で相談していいのだろうか」と迷わずに、まずは相談してください。



▲DVなどに関する相談

- 2 DVの正体を知り、早期の発見・相談へ
- 3 いのちをつなぐアート展
- 4 住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円)

- 5 秋の叙勲・褒章、いきいきシニア
- 6 税、市民参画
- 7 市政その他、オール東京滞納STOP強化月間
- 8 教育委員会事務局が移転します

- 9 講座・催し物
- 10 講座・催し物、健康だより(救急診療など)
- 11 **新型コロナワクチン関連情報**
- 12 関戸で夜更かし〜若者の移住事情〜



DVの正体を知り、早期の発見・相談へ

☎TAMA女性センター ☎(355)2110、☎(339)0491

DVの種類

暴力の形はさまざまで、複数の暴力が重なって行われるケースもあります。また、性別に関わらず被害者になる可能性があります。

経済的DV

生活費を渡さない・仕事を制限させるなどの、金銭の自由を奪う行為

身体的DV

相手の体を殴る・蹴るなどの、相手の身体を傷つける行為

性的DV

嫌がっているのに性行為を強要する・避妊に協力しないなどの行為

精神的DV

大声で怒鳴る・無視をする・脅すなどの、相手を精神的に傷つける行為

社会的DV

スマホを取り上げる・交友関係を監視するなどの、生活の自由を奪う行為

相談はTAMA女性センターなどの相談機関へ!

1人で悩まず、まずは気軽に専門機関にお話ください。周囲の方からの相談もお受けしています。

TAMA女性センターでは、DVだけでなく女性やLGBTQ+当事者からの相談を受け付けています。詳細は、公式ホームページまたは8面の「相談案内」をご覧ください。

また、市公式Twitter・LINEでは、チャットやメールで相談可能な窓口も紹介しています。

- ・TAMA女性センター ☎(355)2110
- ・東京ウィメンズプラザ ☎03(5467)2455
- ・東京都女性相談センター ☎03(5261)3110
- ・東京都女性相談センター多摩支所 ☎(522)4232
- 夜間・緊急の場合
- ・警察 ☎110
- ・東京都女性相談センター ☎03(5261)3911 (受け付け時間外の緊急の場合)



配偶者間だけではない「デートDV」

主に若年層のパートナー間で起こるもので、「愛しているなら、相手が自分の思い通りになることが当たり前」と考え、パートナーを支配し、自分の思い通りに扱うことが特徴です。また、「イライラ期(緊張期)」「バクハツ期」「ラブラブ期(安定期)」と呼ばれる3つの時期が繰り返されることで段々感覚が麻痺し、暴力が徐々にエスカレートしていくことも特徴の一つとされています。



事業のご案内

STOP! DV・児童虐待 ～みんなで考えよう、Wリボン～

子どもの見ている前でDVを行うこと(面前DV)は児童虐待にあたります。

パープルリボンは女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルですが、11月は児童虐待防止推進月間でもあることから、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせ、一体的に啓発を行っています。



☎11月30日(水)まで

●パネル展示

場 関戸公民館市民ロビー・京王プラザホテル多摩 4階ポピンズイトインコーナー 時間 各施設の開館時間による

●時計塔ライトアップを実施しています!

聖蹟桜ヶ丘駅前ヴィータ・コミュニエの時計塔

を2つのリボンの色にちなんでライトアップしています。



図書館連携企画展示

女性に対する暴力をなくす運動に関連した書籍の展示や、資料の配架を行っています。

☎11月30日(水)まで 場 聖ヶ丘図書館

講演会「ドラマで学ぶ『日常に潜むDV』—DV・デートDVなど、ジェンダーに基づく暴力を手掛かりに—」

大学生が作成したドラマ映像を見ながら、日常

生活で起こり得るDVなどについて分かりやすくお伝えします。

☎12月18日(日)午後2時～4時(1時30分開場) 場 消費生活センター講座室(ベルブ) 定 20人(申し込み先着順) 保 4人[1歳以上の未就学児対象。12月9日(金)午後5時までの申し込み先着順。保険料など1人100円] 講 堀口悦子氏(明治大学情報コミュニケーション学部准教授)

☎11月22日(火)午前9時から、公式ホームページのインターネット手続きまたは電話で、TAMA女性センターへ



毎年11月12日～25日は、国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

市は、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」「多摩市女と男がともに生きる行動計画」に基づき、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを総合的かつ計画的に進め、運動期間中は重点的に啓発を行います。





▲「いのちのめぐもり」(部分)

犯罪被害者週間・人権週間行事

いのちをつなぐアート展

in 永山公民館ギャラリー

3つのアート作品を通じて、生きてくても生きられなかった命と今を生きる命、一人ひとりの命の重みと輝きを感じ、その想いを未来につないでいきましょう。

📅12月2日(金)～8日(休)午前10時～午後5時 場 永山公民館ギャラリー

📍 岡平和・人権課 ☎(376)8311、📠(339)0491

市制施行50周年記念ハンドスタンプアート「くらし・たのし・たまし」

今年の7月に、「多摩市が次の50年に伝えたい『命の大切さ』」をテーマに制作した大きな一枚絵です。“目に見えない大切なものを描く”静岡県在住の画家、田川誠さんとディレクターの深澤慎也さんに制作を依頼し、多摩市のこれまでの50年とこれからの50年を、市民の皆さんのハンドスタンプ(手形・足形など)で表現しています。お子さんから高齢の方まで、一人ひとりがみんな大切なこのまちの主人公です。誰一人の手形が欠けても成立しない、かけがえのないハンドスタンプアートを見に来てください!



▲田川さんの仕上げ風景



たくさんさんのハンドスタンプが集まりました▶



▲市民の皆さんのハンドスタンプ1,652枚が、幅9mの大きなアート作品になりました!

お絵かきワークショップ作品「いのちのめぐもり」

昨年実施した「お絵かきワークショップ」で、市内の親子40人が描いた作品です。幅4mの大きなキャンバス2枚に、元気いっぱいお絵描きをしました。この紙面の1番上の絵がその一部です。テーマは「命の大切さ」。講師にお迎えした画家の田川さんとディレクターの深澤さんが、素敵なアート作品に仕上げてくださいました。心が温かくなる、子どもたちのいきいきとした「命のエネルギー」をぜひ感じ取ってください!



ワークショップの様子▶

ミニ・生命のメッセージ展 in 多摩

犯罪によって理不尽に生命を奪われた犠牲者が主役のアート展です。犠牲者一人ひとりの等身大の人型パネルはメッセージャーと呼ばれ、その胸元には本人の写真や家族の言葉を、足元には「生きて証」である靴を置いて、命の大切さを伝えてくれます。



市役所 1 階ロビーでもパネル展を実施します!

●犯罪被害者週間パネル展

犯罪被害者の実情を伝えるパネルを展示します。

📅11月24日(木)～12月1日(木)午前8時30分～午後5時

●人権週間パネル展

市内の小・中学生による「人権作文」「人権メッセージ」の代表作品や「人権の花」運動の様子などを紹介します。

📅12月5日(月)～12日(月)午前8時30分～午後5時(最終日は正午)

小さなことでもご相談ください

●多摩市犯罪被害者相談窓口

相談者の状況や事情に応じて支援を行います。一人で悩まずにまずご相談ください。

📅時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) **相談専用電話** ☎(338)6914 **備考** 詳細は、公式ホームページ参照 **岡平和・人権課(ヴィータ)**

●多摩市人権・身の上相談(要予約)

法務省から委嘱された人権擁護委員が、さまざまな人権問題に関する相談をお受けします。

📅第1・3木曜日午前9時30分～正午、第2・4木曜日午後1時30分～4時 **場** 市役所1階市民相談室 **秘書広報課** ☎(338)6806

11月25日(金)～12月1日(木)は犯罪被害者週間です

犯罪被害者やその家族は、ある日突然幸福に生きる権利を奪われます。犯罪被害に遭うと、身体的・財産的被害だけでなく、心無いうわさや中傷・偏見などの精神的被害にも苦しめられることがあります。犯罪被害者等が再び安心して平穏な生活を送るためには、周囲の方々の理解と支援が必要です。

12月4日(日)～10日(土)は人権週間です

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利です。しかし、いじめや虐待・ハラスメントなど、他者の人権を考えないような問題が後を絶ちません。最近では、SNSなどインターネット上での人権侵害が頻発しています。想像力を働かせて相手の立場になってみると、それが人権を考える第一歩です。



**子ども・若者
関連情報**

乳幼児の健康診査

受付時間午後1時～1時45分**対内**3～4カ月児健康診査(内科・産婦健康診査)、1歳6カ月児健康診査(内科・歯科)、3歳児健康診査(内科・歯科)**持ち物**母子健康手帳・問診票など**備考**対象者には個別通知。転入の方は要連絡**問場**健康推進課(健康センター)☎(376)9177

みんなで楽しく「離乳食講習会」～初めてつくる離乳食コース～

日12月22日(木)午前10時30分～11時30分・午後2時～3時**対**令和4年7月～8月生まれの初めての子どもがいる方**定**各12人(申し込み先着順)**持ち物**母子健康手帳・筆記用具など**備考**試食なし。受講経験者は受講不可**申問場**11月22日(火)から、電話または直接、健康推進課(健康センター)☎(376)9177へ

子育て安心講座「ソーシャルネイティブの子どもたち、メディアとどうつきあう？」

日12月21日(水)午前10時～正午**場**永山公民館ベルブホール**対**おおむね3歳～未就学児の保護者など**定**100人(申し込み先着順)**内**スマホやタブレットなどのデジタルメディアと家庭で付き合っていくためのヒントを紹介**保育**8人[1歳以上の未就学児。12月14日(水)午後5時までの申し込み先着

順)**講師**駒谷真美氏(実践女子大学人間社会学部教授)**申問**11月22日(火)午前9時から、電話で、関戸公民館☎(374)9711へ

ヴェルレンジャー「スポーツサイクル教室」

日12月24日(土)午前9時30分～11時(9時から受け付け)**場**多摩清掃工場駐車場(唐木田2-1-1)**対**市内在住・在学の小学生**定**30人(応募者多数の場合は抽選)**費**500円(当日集金)**内**自転車に上手に乗りこなすポイントなど**講師**東京ヴェルディ・トライアスロンチーム**持ち物**自転車・手袋・ヘルメット(貸し出し可。申し込み時に要申請)・タオル・水筒**主催**東京ヴェルディ・多摩市**備考**雨天中止**申**12月19日(月)までに、インターネット手続きで、<https://ws.formzu.net/fgen/S43659780/>へ[結果は12月20日(火)以降に当選者のみにメールで連絡]**問場**東京ヴェルディ☎044(946)3183

緑の探検隊 第9回「お正月飾りを創ります！」

日12月18日(日)午前9時30分～正午**対**小学生(要保護者同伴)**定**5人(申し込み先着順)**費**1,500円(材料費込み)**内**身近な竹や松を組み合わせた小型のお正月飾り作り**講師**峰岸久雄氏(環境カウンセラー)**申問場**11月23日(祝)から、電話または直接、グリーンライブセンター☎(375)8716へ

多摩市ファミリー・サポート・センターの会員を募集しています！

多摩市ファミリー・サポート・センターは、保育園や習い事への送迎・お子さんの預かりなど、地域で助け合いながら子育てのお手伝いをしています。週1日朝1時間だけの活動など、自分のライフスタイルに合わせて活動できます。実際にお手伝いをいただいている方からは、「おばあちゃんと呼ばれて外孫ができたみたいで楽しい」という声も。利用や活動を通じて「子育ての輪」を広げていきましょう！

利用したい方(利用会員)はもちろん、子育てのお手伝いをしたい方(提供会員)や関心のある方はぜひお気軽にご連絡ください。

●利用会員向け説明会を開催します

日12月10日(土)午後1時30分～3時**場**関戸公民館第3学習室**定**10人(申し込み先着順)**保育**3人(1歳6カ月児以上。申し込み先着順)**申問**11月22日(火)から、電話で、多摩市ファミリー・サポート・センター☎(357)5105、<http://famisapo.tama.jp/>へ



保育園への送迎時の様子

令和5年4月から高校生等までの子どもの医療費助成を拡充します **所得制限なし**

これまで、市は他の自治体に先駆け、早い時期から子どもの医療費の負担軽減に取り組んできました。来年4月からは高校生等にも対象を拡大し、保護者の所得に関わらず18歳以下のすべての子どもたちの健康を守ります。

新たに対象となる方には、令和4年中に申請書をお届けします(マル子をお持ちの中学生は申請不要)。

対象者高校生等(高校に在学していない人を含む)を養育する方(高校生等が誰からも監護されていない場合は高校生等本人)

対象となる医療費高等学校の就学期(15歳の4月1日から18歳の3月31日まで)にある方の医療費

- 高校生等が次の状況にある時は対象になりません
- ・国民健康保険や健康保険など各種医療保険に加入していない場合
- ・生活保護を受けている場合
- ・児童福祉施設等に措置により入所している場合

問子育て支援課☎(338)6851

▼通院・入院時の本人負担額

通院	通院1回につき最大200円負担 調剤と訪問看護は窓口負担なし
入院	食事療養標準負担額のみ負担

※差額ベッド代・健康診断・予防注射など医療保険の対象にならないものは助成不可
※学校管理下の疾病で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度の対象になる場合は対象外

5万円 **住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金**

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担の増加を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり50,000円を給付します。

対象次のいずれかに該当する世帯の世帯主①基準日(令和4年9月30日)において世帯全員の令和4年度分の住民税(均等割)が非課税である世帯②令和4年1月～12月の家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が①と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯)

申請開始日対象となる可能性がある世帯の世帯主に対して、11月下旬から、「住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」または「申請書」を順次発送します。支給を希望する方は確認書または申請書に記載されている内容や支給要件該当の有無などを確認し、必要事項を記入の上、ご返送ください。

②の家計急変世帯については、個別に申請書を送付しませんので、ご自身が対象と思われる方は申請書を取得し、必要事項を記入の上、郵送でご申請ください。申請書は、公式ホームページに掲載している他、市役所2階福祉総務課、聖蹟桜ヶ

丘駅・多摩センター駅各出張所、永山・関戸各公民館、多摩市社会福祉協議会などの市内公共施設などで配布しています

申請期限令和5年1月31日(火)消印有効

注意事項書類受け付けから給付まで1カ月～1カ月半程度かかります(申請が集中した場合には予定より時間がかかる場合あり)。また、記入事項に不備・不足などがあると、給付までに時間がかかります

注意事項DVなどの被害者の方は、給付金を受け取るのに手続きが必要な場合があります。詳細は、お問い合わせください

備考確認書や申請書の提出方法、必要書類などの詳細は、公式ホームページをご覧ください

問多摩市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金専用コールセンター☎0120(150)607(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時)、内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター☎0120(526)145(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後8時)

